グリーンサイト掲載内容修正マニュアル

再下請負通知書の編集手順

❶

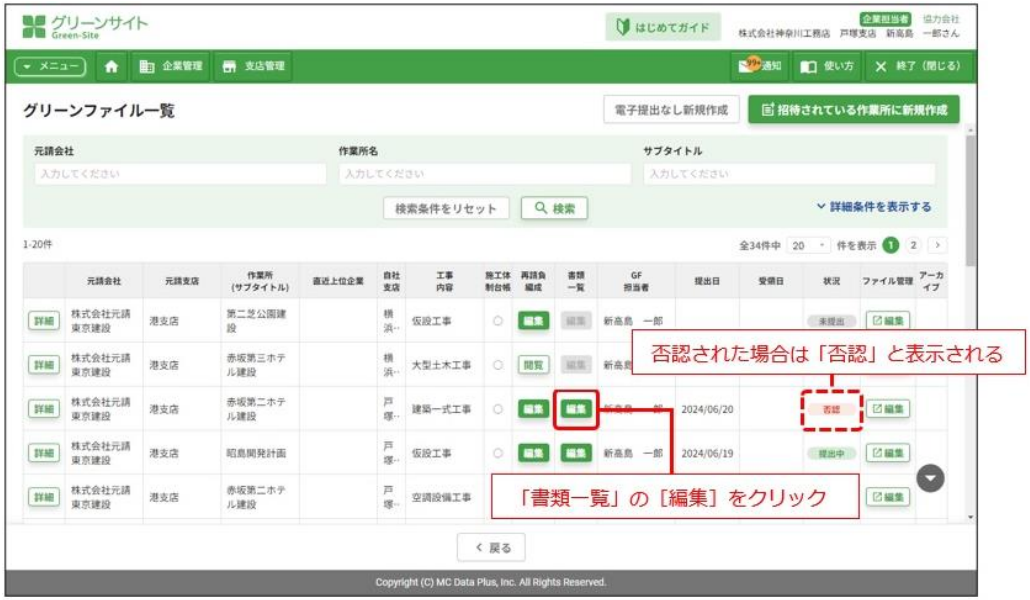

❷

❶グリーンファイル一覧画面で、再提出するグリーンファイルの「書類一覧」の［編集］をクリックします。
❷提出書類一覧画面で、「再下請負通知書」のボタンをクリックします。

グリーンサイト掲載内容修正マニュアル

再下請負通知書の編集手順

❸

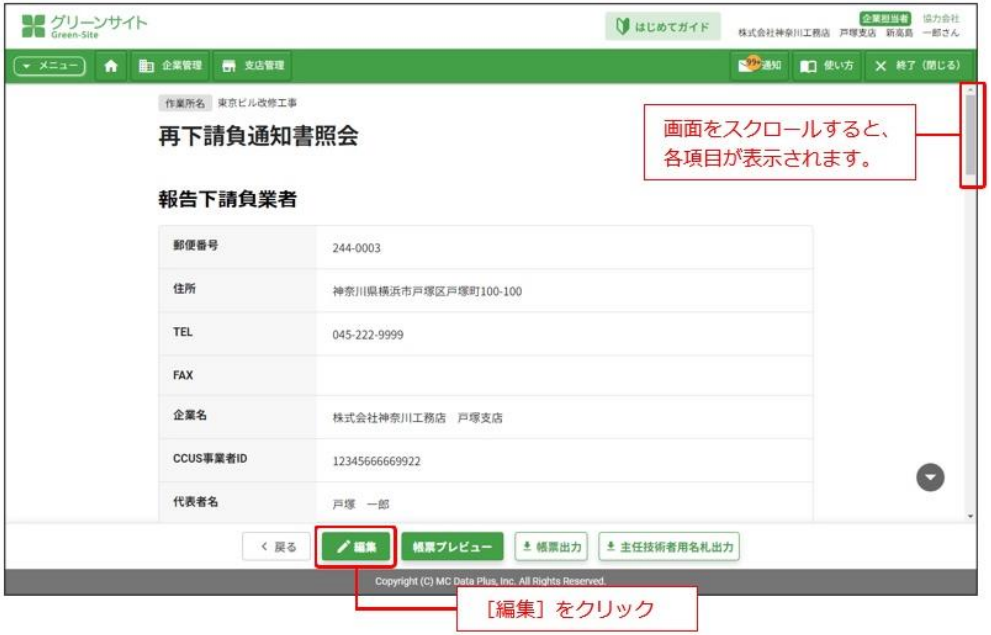

❹

❸再下請負通知書照会画面で、［編集］をクリックします。
❹再下請負通知書編集画面で、指導コメントがあった内容を修正します。
→各指導コメント内容の修正方法詳細は、該当項目のファイルでご確認下さい。
修正完了後、［確定］をクリックします。

グリーンサイト掲載内容修正マニュアル

再下請負通知書の編集手順

❺

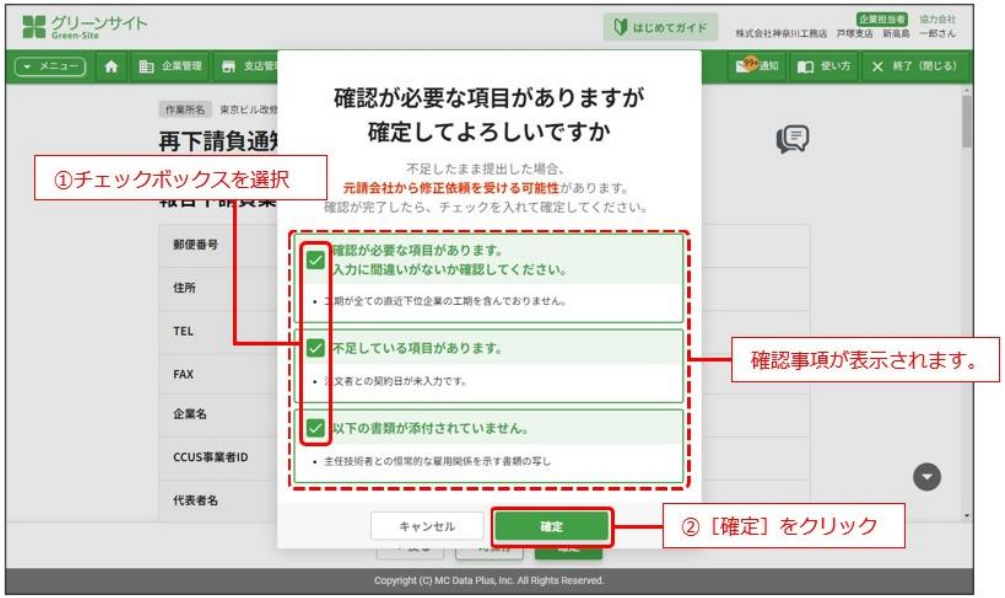

❻

❺確認ダイアログでチェックボックスを選択して、［確定］をクリックします。
❻［書類提出］が緑色で表示されたら、［書類提出］をクリックします。
→表示されない場合は、クリック不要です。

グリーンサイト掲載内容修正マニュアル

⑧金額不明時の注意喚起について 確認推奨

項目	コメント
20.金額不明 建設業許可不要	もし税込契約金額が500万円以上4,500万円未満の場合は建設業許可の登録及び、非専任の主任技術者の選定が必要です。 税込契約金額が4,500万円以上の場合は建設業許可の登録及び、専任の主任技術者の選定が必要です。
21.金額不明専任	もし税込契約金額が500万円以上4,500万円未満の場合は主任技術者は非専任でも可能です。現場の実状に合わせて選択して下さい。
22.金額不明非専任	もし税込契約金額が4,500万円以上の場合は専任の主任技術者の選定が必要です。
23.金額不明建設業 許可不要専任	もし税込契約金額が500万未満で建設業許可を持ってない場合は、主任技術者の記入は不要ですので削除願います。 500万円以上4,500万円未満の場合は主任技術者は非専任でも可能ですので現場の実状に合わせて選択して下さい。 また、税込契約金額が500万円以上は建設業許可の登録が必要です。
24.金額不明建設業 許可不要非専任	もし税込契約金額が500万未満で建設業許可を持ってない場合は、主任技術者の記入は不要ですので削除願います。 また、税込契約金額が500万円以上は建設業許可の登録が必要です。 税込契約金額が4,500万円以上の場合は建設業許可の登録及び、専任の主任技術者の選定が必要です。

上記コメントは、不備ではなく注意喚起のコメントです。注文書・請書が添付されていない・金額が記載されていない等で、
契約金額による建設業許可の有無・主任技術者専任の設置状況の判断ができない際に確認を推奨しています。
契約金額による建設業許可の有無・主任技術者設置状況の判断については、下記チャート図を参照下さい。
※建設業許可の登録方法はコチラ ・ 主任技術者の登録方法はコチラ

【建設業許可の有無・主任技術者設置状況判断チャート図】

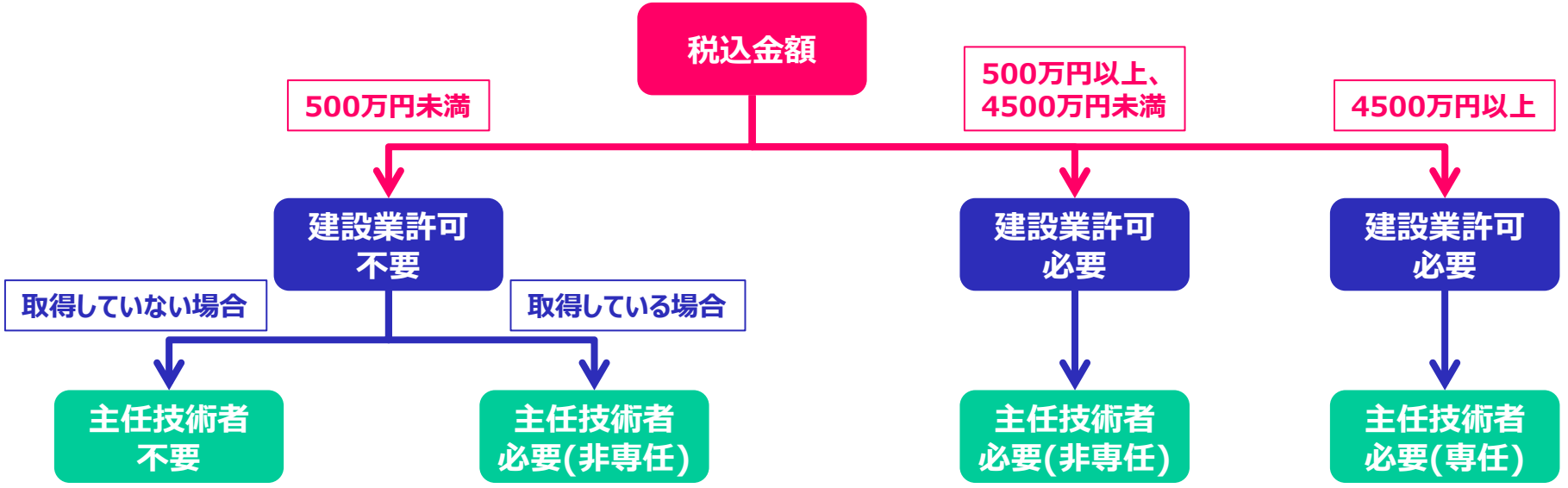

グリーンサイト掲載内容修正マニュアル　～動画のご案内～

コメント項目　20～24、42、43　につきましては、下記動画にて修正方法を確認することも可能です。

参考動画：「主任技術者の設置」編（動画：約3分35秒）

※動画視聴については、大林組動画配信サイト「CLEVAS」にログインいただく必要があります。
⇒大林組動画配信サイト「CLEVAS」ログインはコチラ
⇒CLEVASの視聴ユーザーマニュアルはコチラ

※「CLEVAS」へのログインアカウントをお持ちでない方は、ユーザー登録の申請をお願いします。
⇒申請方法のマニュアルはコチラ

皆様の作業や作業員教育に有効活用いただくことを目的にしていますので、本サービスを是非ご利用下さい。

【視聴できる端末要件】
パソコン（Windows/ Macintosh）、タブレット（iPad/iPad mini）及びスマートフォン（iPhone/Android）端末で視聴可能です。OS及びWebブラウザは最新バージョンでの閲覧を推奨します。
※Internet Explorerは非推奨となります。（機能が制限される場合あり）

【問合せ先】
clevas-support@ml.obayashi.co.jp
サービス時間：08:30～17:15（土曜・日曜・祝日・当社指定の休業日を除く）
※問合せの際は、貴社名、氏名、担当現場の所属店名（大林組本支店名）、ご返信先、問合せ内容の記載をお願いします。